

生活習慣病予防に関する啓発動画作成業務委託仕様書

1 委託業務名

生活習慣病予防に関する啓発動画作成業務委託

2 業務目的・取組の背景

生活習慣病は食事、運動習慣、生活リズム等をはじめとする長年の生活習慣の乱れによって引き起こされる病であり、その予防には、子どものうちから望ましい生活習慣を獲得することが役立つ。

本市では、第4次地域いきいき健康プランあまがさきに基づき、生活習慣病予防のための正しい知識の普及啓発に取り組んでいる。令和6年度まで小学5年生、中学2年生の子どもに対して尼っこ健診を実施し、生活習慣病のリスクが高い子どもについては、保健師による個別指導を行ってきた。過去の尼っこ健診の検証結果から、生活習慣病の要因となる肥満改善に向けた積極的な介入が必要であることがわかった。

また、国が策定した「健康づくりのための睡眠ガイド2023」では、睡眠は心身の休養と脳と身体を成長させる役割があり、適切な睡眠時間を確保することは、こどもの心身の健康にとって重要であり、睡眠不足によって朝食の欠食も関連した肥満リスクの上昇など様々な健康リスクが生じるとされており、十分な睡眠時間が確保できるように保護者が援助するなど、家族で望ましい生活習慣の獲得に取り組む必要がある。

これらのことから、小・中学生と保護者を対象に、早寝・早起き・朝ごはんといった望ましい生活習慣の獲得を狙いとした、啓発動画を作成することとした。

3 業務内容

受託者は、2の業務目的を十分に理解し、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 企画・構成

以下のテーマ等に則った企画・構成をすること。

ア テーマ

小・中学生の望ましい生活習慣について。

イ 動画の内容

第4次地域いきいき健康プランあまがさきなど本市の計画、厚生労働省の『健康づくりのための睡眠ガイド2023』、文部科学省『学習指導要領』等の国や関係庁等が公的に示すガイドライン等の科学的知見に基づく情報をもとに、動画構成及び内容を決定のうえ、脚本を作成する。

なお、脚本の作成にあたり、本市の担当者と十分に協議の上完成させること。

以下の内容については、特に重要と考えるため動画内で必ず触れること。

- (ア) 朝は太陽の光を浴びて、朝食をしっかり摂り、日中は運動をして、夜更かしの習慣化を避けること。(健康づくりのための睡眠ガイド2023に記載される、小・中学生にとって必要な睡眠時間について触れること。)
- (イ) 十分な睡眠は、体や脳が発育するために必要であり、心と体の疲れをとるだけではなく、生活習慣病などの予防や学業成績にも関係があること。

ウ 動画の長さ

全編15分程度とする。

エ 想定する視聴者層

小・中学生及び、その保護者

内容や表現については、小学4年生が容易に理解できるものとするが、あまり陳腐な内容にはならないよう留意すること。

オ 動画の仕様

- ・ 動画はアニメーションを主とした構成とする。
- ・ 全編に字幕もしくはテロップを必ず挿入するものとする。(音声を聞くことができない状況においても同等の情報を提供できるようにするため。)なお、動画中に含む文字等はスマートフォン等での視聴も想定したサイズとすること。
- ・ 全ての視聴者が理解できるよう動画中に挿入する字幕もしくはテロップはすべて「やさしい日本語」とすること。
- ・ 動画の初めと終わりに本市広報課作成のオープニングカード、エンディングカードをつけるものとする。なお当該素材の受け渡しについては、契約後委託者と協議するものとする。

カ その他

動画は、小・中学校が各自で実施する授業にも使用することを想定し、専門用語を使用する場合は説明を加えること。また、複数年にわたっての使用が可能であることを前提とする。

(2) 編集

編集にあたっては、作業の進捗に応じて適宜委託者と協議を行い、内容確認を受けること。なお、動画に使用する音楽や画像については、著作権に係る問題が発生しないものを使用すること。

4 成果物の納品

成果物は、次の要件・規格で納品するものとする。

本業務終了後、受託者の瑕疵により成果物に不備が発見された場合には、委託者と協議のうえ、受託者の負担と責任において速やかに補足・修正を行うものとする。

(1) 映像

動画の規格は画面比率は16:9で、解像度はフルハイビジョン(1920×1080)もしくはハイビジョン(1280×720)とし、その他の仕様についてはYouTubeをはじめSNSに掲載できる設定とすること。

(2) サムネイル画像

YouTube掲載を想定したJPEG画像1枚

(3) 字幕ファイル(多言語対応用)

YouTubeに投稿可能な形式で保存した字幕ファイルと、Microsoft社のWord等を用い動画中の字幕を文字起こししたデータを納品すること。

(4) 協議内容の議事録

(5) 納品は、次の仕様のとおりとする。

ア 配信用動画データ・サムネイル画像・字幕ファイル・・・動画の拡張子は原則mp4とする。DVD等の消去不可能な媒体で納品すること。計2枚

イ 貸出用DVDディスク・・・市販DVDプレーヤー等で視聴可能な規格で収録されており、コピー可能なもの。計5枚

5 著作権について

(1) 受託者が本仕様書に基づいて作成したすべての成果物の著作権は委託者に帰属するものとする。成果物が第三者の著作権その他権利を侵害しないものであることを保証すること。

(2) 画像や映像、出版物の利用に関し、著作権処理が必要な無い素材、あるいは必要な処理手続きを行った素材を利用すること。なお、委託者の求めに応じて、その使用を許諾されていることを証明すること。

(3) 受託者は、第三者との間に著作権その他権利にかかる権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が委託者の責めに帰する場合を除き、受託者の責任、負担において解決すること。

6 多言語対応について

尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例に基づき、情報の円滑な取得への配慮として、YouTubeに成果物を掲載するにあたり、YouTubeの字幕機能を用い、多言語(英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ヒンディー語)の字幕を設定することを想定している。

7 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで。

8 提出書類

契約締結後、次の書類を提出し検査を受けること。

- (1) 業務主任担当者届
契約締結後 7 日以内に提出すること。
- (2) 業務計画書
契約締結後 1 4 日以内に提出すること。
- (3) 業務完了届
業務完了後直ちに提出すること。
- (4) その他、委託者が必要と認める書類
契約締結後・業務完了後

9 契約に関する条件

- (1) 支払条件
業務完了後、適法な請求があった日から 3 0 日以内に一括払
- (2) 契約保証金
契約締結時に尼崎市契約規則に基づき、所定の手続きを行う。

1 0 準拠する法令等

- (1) 本業務実施にあたっては、本仕様書によるほか、下記に示す関連法令及び規定等に準拠して行うものとする。
 - ア 尼崎市財務規則
 - イ 個人情報保護法等その他関連法令及び条例
- (2) 受託者は契約の履行にあたり、本業務の意図及び目的を十分に理解した上で、最高の技術を発揮するとともに、委託者の指示を厳守し誠実に実施しなければならない。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたり関連する法律等を遵守しなければならない。なお、これらの諸法規の運用適用は受託者の負担と責任において行う。
- (4) 受託者は、本業務において知り得た事項について守秘義務を負うとともに、業務内容、成果等を委託者の許可なく使用又は利用してはならない。
- (5) 受託者は、業務に関連する事故が発生した場合には、直ちに事故内容と対応措置などを委託者に報告し、詳細な経過及び結果報告を文書により行わなければならない。

1 1 再委託について

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は本委託の主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、事前に書面により委託者の承諾を得た場合に限り、本委託の主要な部分を除く業務の一部を再委託（第三者に委託し、又は請け負わせることをいう。以

下同じ。) することができる。

- (3) 受託者は、再委託の契約を締結した第三者（以下「再委託先」という。）に、二次以下の再委託をさせてはならない。ただし、業務の性質その他の理由で、真にやむを得ない場合はこの限りではない。
- (4) 前号ただし書きを適用する場合、第2号の規定を準用する。
- (5) 受託者は、委託者に対して、再委託先（二次以下の再委託を含む。この号及び次号において同じ。）が第2号（第4号で準用する場合を含む。）で規定する承諾に基づき行う本委託の一部の業務（以下「再委託業務」という。）を履行するに当たり行った、全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (6) 再委託先が再委託業務の履行において、委託者に損害が発生した場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。

1.2 その他

当仕様書に定めのない事項が生じた場合、両者協議の上実施することとする。

委託者は、事業の実施状況について、報告を求めることができる。

以 上

担当：尼崎市保健局健康増進担当 健康支援推進担当

TEL：06-6435-8967